

会 議 録

1 会議名

平成 27 年度 第 1 回横島地域協議会

2 開催日時

平成 27 年 5 月 29 日（金） 午後 1 時 30 分～

3 開催場所

玉名市横島町公民館 第 1 会議室

4 出席者

委 員：田本福廣委員、大野稔委員、中道健一委員、鎌田英伸委員、大崎競子委員
大柿貴宏委員、青山正男委員、坂本信子委員、田中順子委員、沼垣堅基委員、
高田優子委員、池田千津子委員、渡辺邦子委員、

事務局：松本市民生活課長、園田市民生活課係長、棚木主査、中川主事
板倉生涯学習課長、小山生涯学習課課長補佐、富安主幹、福島企画経営課
課長補佐、平川企画経営課課長補佐、堺主任

欠席者

委 員：島村享吾委員、伊藤しげこ委員

5 会議の内容

(1) 開会

(2) 挨拶（会長）

(3) 議題

① 体育施設使用料の改定について（諮問）

② 地域協議会の今後のあり方について

③ その他

(4) 閉会

6 議事の概略・協議結果

(1) 体育施設使用料の改定について
生涯学習課から説明。

(2) 地域協議会の今後のあり方について
企画経営課から説明。

(3) その他

7 会議資料

(1) 会議次第

8 傍聴人の数

0 人

9 非公開の理由

—

10 会議録の種類

要点記録

11 発言の内容

(事務局)

定刻となりましたので、ただいまから平成27年度第1回の横島地域協議会を開催いたします。本日13名の出席をいただいておりますので、玉名市地域自治区の設置等に関する条例第12条第2項の規定に基づき、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、本日の会議が成立していることをご報告します。

つづきまして、中道会長よりご挨拶をお願いします。

(会長)

※ 挨拶記載省略

(事務局)

ありがとうございました。議題に入らせていただきますが、玉名市地域自治区の設置等に関する条例第12条第3項に基づき会議の議長は、会長が務めることとなっておりますのでよろしくをお願いします。

(会長)

議題に入ります前に、会議録署名委員を2名私の方から指名することになっております。本日の会議録署名を池田委員と渡辺委員にお願いします。次に議題に入らせていただきます。議題1 体育施設使用料の改定について（諮問）の説明をお願いします。

(生涯学習課)

※ 議題1 説明省略

(会長)

この議題は、諮問事項となっておりますので、皆様方のご意見を答申という形で市長に対して提出するということですので、皆様方のご意見をいただきたいと思っております。

(委員)

資料15ページの小中学校体育施設についてお尋ねします。先程の説明の中に横島小学校の体育館の1階フロアを半面全面で借りるときの旧料金を書いてあります。新料金表が1時間につき300円と書いてありますが、例えば半面だけしか使わないときにはどんな形になるのですか。

(生涯学習課)

全面の使用というふうに考えております。

(委員)

例えば2つの団体が半面ずつ使いたいということになれば2つの団体で話し合うということですか。

(生涯学習課)

そういうふうにしていただければと思います。

(委員)

今まで横島グラウンドは使用料が無料で利用者が多く、外国人が研修できていてサッカー一等をしていたりちょっとしたスペースを利用してましたが、利用者の規定はどのようになっていますか。

(生涯学習課)

利用される分については、基本的に申請していただいて許可をして料金を支払っていただくというふうに謳ってあるかと思います。グラウンドの場合は柵をしているわけではないので管理上どこからでも入れますが、申請をして許可をもらうというのは占有をする権利をとるということで、他の方がキャッチボールとかをしていたなら私たちが申請して許可をとっていますと占有する権利というのを有すると思います。しかし1、2時間サッカー等をされるというのはどうかなと思いますけれどもその辺はなかなか明確にはいえません。

(委員)

横島の場合は、グラウンド使用料が無料だったんで気軽に使っていたが、今後課金されるようになるならどこまでが無料でどこからが課金か条件を示してほしい。課金の条件というのは横島町では認識がないから周知されてた方が混乱がないのかなと思います。

(生涯学習課)

横島はもちろん岱明、天水についても同様に、周知については期間を長くとらせてもらってるので周知の方はしていきたくと思います。

(会長)

この問題は、特に周知徹底を図らないと、いろいろなトラブルがあると思うのでそこは各自治区に対しても認識の徹底を是非お願いしたいと思います。

(生涯学習課)

一応周知の予定といたしますか、まず条例可決して広報たまな8月号、12月号、3月号の3回程度の掲載、市のホームページの掲載を予定しており、利用者への説明会の実施も考えております。

(会長)

住民の間でトラブルがないよう周知をお願いします。

(委員)

4ページの○使用料減免措置について「毎年、開催されている県民体育祭前の代表選手

の強化練習については、一般使用料の1/2軽減を実施する。」とありますが、私たちも若いころ出場しておりましたが、1/2軽減ということではなく無料じゃいけないのですか。1/2軽減でもわからないことはないのですが、市の代表で県の大会に向けて強化していく練習ですので無料でという考え方をお願いしたい。

(生涯学習課)

この地域協議会も横島で最後なんですけど、最初に天水にいったんですがそこでも同じようなご意見がありました。私どもとしましては、体育協会を通じて周知をさせていただいているところですけども、1/2というのが体育協会を通じて強化費というようなものを各協議団体ごとにお支払いさせていただいてます。いろんなことも含めて強化費としておりますけれども、その中に1/2分の施設料強化費というのは含んでるというふうな理解をしていたんですけど、代表ということで無料にするべきというご意見もできておりますので、天水の地域協議会では持ち帰って検討してきますというふうなことはお答えしたところです。

(会長)

今の意見については横島の意見も持ち帰ってもらえますか。

(生涯学習課)

皆さん一致されるのであれば答申書の方に盛り込んでいただければと思います。

(会長)

今の意見について皆さんも同意されますか。答申に盛り込んでいいですか。

(委員)

市の代表として選手の意欲を削ぐから無料でいいのでは。

(会長)

皆様方からそういった意見がでましたので答申に盛り込みます。

(委員)

はい。

(委員)

横島体育館が来年の2月くらいには建設が終わってるはずなんですけど、これは4月1日からですよ。1カ月間は旧料金で4月1日から新料金なのでしょうか。

(生涯学習課)

いちごマラソン大会が最初のオープニングかなと思います。2月28日ですので3月以降一般開放という形になるかと思います。3月中の分につきましては、旧料金体制でいきたいということです。コート単位じゃなくて半面全面ですかね。そういう内容でいきたいと考えております。ただ時期がずれる可能性があると思いますので、本体の建物自体はできあがると思うんですけど外構の方が3月末までの工期ですので、中には制限といいますかその日は工事で使えませんよとかいう場合もあるかと思います。そういうのも含めまして3月はお試しではないですが、そういった1カ月という考え方はもっております。

(委員)

4月からだったらタイミングがよくて体育館が新しくなったから料金が変わったとみんな思うと思います。そういう意味で1カ月の中であのときまで安かったけどというようなことがないよう横島町の場合はスムーズに料金の移行をしてほしい。

(生涯学習課)

そこも含めて周知する中で説明をしていきたい。

(会長)

よろしくお願いします。

(委員)

それとグラウンドとか体育館施設の駐車場は無料ですよ。横島ではないですが、よその地区で、スポーツ施設以外のところを使って駐車場はスポーツ施設に車を止める。本当にスポーツ施設を利用したい人が止めれないというようなことがあったというのを耳にしたんで、横島の場合は広いから駐車場はスペースがあるんですけど、無断駐車の問題の対策をとれませんか。

(生涯学習課)

通常の管理の中で目を向けていかなければと思います。

(委員)

管理事務所とかがあるなら管理に目を光らせてほしい。

(委員)

4ページの使用料の減免措置についてなんです。ここには3例挙げてありますが、これ以外にも例外というものはあるのでしょうか。

(生涯学習課)

統一した例外は挙げてるもののみで考えております。あとは別途協議の部分になります。

(委員)

別途協議というのは、例えば公民館に利用料の申請をするとき減免申請をしたときにそこで考えていただけるのでしょうか。子ども会もこれには含まれてないのでしょうか。

(生涯学習課)

基本子どものためということであるならば、一応高校生以下は割安にしておりますが、内容次第なのかなと思います。なにか具体的な例がございませうでしょうか。

(委員)

学童保育をやっていて、体育館の半面をお借りしていて1時間あたり105円で借りてます。それが体育館が今度大きくなる形になるのかちょっとよくわかりませんが、今まで105円で利用できてたのが今度はバスケットボールコートにしるバレーボールコートにしる半面になってくると320円と倍以上の料金設定がされてます。そのときに高いなと思ったんですけど子ども達が健全育成のための使い方をするというんですけど。

(生涯学習課)

学童保育は市の委託事業なので、それは全体として考えなくていけないのでは。所管部署がありますので、そこでの協議ということもあります。以前私も学童保育の担当をしておりまして、市の委託事業ということで市の委託料をお支払いするといった形で運営していただいております。当然その運営費の中にはそういった施設の利用料金あたりを当然見込んでというか運営費の全体の中でクラブ側がどういうふうな施設を使うのか考えていくべきなのではないかというふうには自分は考えています。

(委員)

小学校とか中学校とか部活動の減免の話ですけど小学校の部活が社会体育課に移行しますよね。そのときにクラブチームなどで当たり前になるのか小学生を受け入れたんだよということで1/2に減免できるのか。

(生涯学習課)

どのように反映させるかというのは、今後市民全体のこういった話し合いの中で決めていくべきものなのかなと思っております。このタイミングでそういうことを盛り込んだ形での説明はおかしいのかなと思っております。これはこれとして違うものが今後それぞれ別途でてくると思います。その中でまた考えていきたいと思っております。

(委員)

5年毎の見直しとの文言もあったんでその中で条件ではあるのかなと思っております。

(生涯学習課)

5年毎の見直しというのは基礎的な使用料なので減免規定はまた別に設けるし、その都度別途協議というのは当然あるので、そこは5年毎どうのこうのではなくて、その都度ジャストタイミングでやっていければいいのかなと思っております。

(委員)

岱明グラウンドについてお聞きかせ願いたいと思っております。資料の8ページです。今まで無料で利用させていただいてましたが、1時間利用するとしたら100円、例えば大会などを開くときに6時間とか利用するときは600円、前日から使うときには、その前日から当日の午前中までの料金が発生しますか。

(生涯学習課)

前の準備も含めて料金をとっております。その時間も占有されて準備されますので。

補足ですけどグラウンドの場合は天候というものもあるからそういう天候でできなかったという場合雨とかですね。できなかったという場合は別の日に振替える、振替えることできないなら還付という形になるのでしょうかけど基本振替えるという形で。

(委員)

返金はないということですね。

(生涯学習課)

振替えることができないような場合は還付しなければならない。

(委員)

還付をされますか。

(生涯学習課)

状況次第で。振替をなるべくお願いしますけど。

(委員)

振替をしないと雨天順延とかがない場合は。

(生涯学習課)

還付という形で条例に規定がありますので、なんらかの理由がある場合はお支払いいただいた金額を戻すという形になります。

(委員)

それはグラウンドに関してですか。

(生涯学習課)

すべてに関してです。

(委員)

体育館に関してもですか。

(生涯学習課)

体育館は台風で臨時休館とかがありますので

(委員)

特別な場合ですね。わかりました。

(会長)

ありがとうございました。他に質問ありますか。つづきまして議題2ということで担当課より説明をお願いします。

(企画経営課)

※ 議題2 説明省略

(会長)

ただいまの企画経営課の説明があったわけでありましてただいまの説明についてご意見がありましたらお願いします。

(委員)

仮になんらかの形で残すといった場合は横島は横島、天水は天水とそれぞれのこういう協議会メンバーの集まりなのか市全体でという形なのか。

(企画経営課)

そこも各地域でつくるかあるいは全体を一つにまとめるかそこも皆様のご意見を踏まえてということになります。現時点では一つにするとか決定はございません。

(委員)

せっかくこういう協議会で合併してからまとまりとしては旧町に一つ一つあった方が住

民の意見の反映はできるのではないかと思います。

(委員)

区長協議会がありますが、全体でいっしょにすれば旧玉名市中心なんですよ。横島からは、本部役員には副会長として一人しか入ってない。後二人が委員なんですよ。会長は必ず旧玉名市から選ぶ、そうすれば3町の意見というのは旧玉名市の意見の方が集中してでてくる。やはりこういった協議会を残すならば、横島だけの協議会を残した方がいいのでは。

(委員)

たぶん一番長くこの場所にいると思います。合併して2年くらいは抜けてた期間があるんですけどそれ以外は合併の委員会からずっとつづけて十何年くらいでてるんですけど、最初の内は合併して問題とか不満とかいろいろ意見があって、活発な地域自治区だったんですけど最近横島だけの頑固な意見が風化していつてると思うんですよ。ただもう言ってもいっしょとかそういった意見が多かったんですよ。でも協議会があることによって意見としては通っていつてた。見直しということではしてもらった部分もあるんで、これは最初設置は10年間と決まってたから終わるのかなと思ってたんですけど、形を変えても同じ形態でもいいんですけど、残って自由な意見が言えるっていう場所があるっていうだけでもいいと思います。人が代わっていつてそれぞれの考え方で横島だけのことを考えていいから、そういった場所を今後も残していけるんだったら是非とも残していつて方がいいんじゃないかなと思います。横島独自の風土文化というのがあるからそういったところを風化させないためにもいろいろ言える場所も必要なんじゃないかなと思います。

(委員)

昨年度いただいた資料の中に地域自治区が目指すものというのがありました。今いわれたように自分たちの住む地域に関心をもつことがやっぱり大事だと思うし、ここに「自主性・主体性を高め地域の諸課題について取り組み、地域住民と行政が一体となって地域の特性を生かしたまちづくりを実現」というのが書いてあります。玉名市の中みたいに大きくなったら、いいたいことがいえなくなってしまう。どんどんメンバーがいれかわっていつていく中でいろんな人たちの意見、若い人たちの意見も出していただくことは必要なことなのじゃないかなと思う。区長会の話もでしたが、区長会が担うもの地域協議会が担うものをきちっとすみわけをして協議していくということが大事なのではないかなと思います。

(会長)

皆様方から貴重な意見や気持ちを出していただきましたが他に質問等ありますでしょうか。

(会長)

議題3その他となりますけど、玉名市自治基本条例検討委員会委員の推薦についてということで企画経営課から依頼がっておりますので、この横島地域協議会の委員の中から1名を推薦してくれということでもありますのでどういうことをしなければならぬのかを

踏まえて説明をお願いします。

(企画経営課)

※ 企画経営課説明省略

(会長)

それでは、この中から1名を推薦していただきたいと思います。

(委員)

沼垣委員がいいと思います。

(委員)

拍手

(会長)

沼垣委員さんよろしくをお願いします。

(会長)

それでは今日の議題はすべて終わりましたので坂本副会長に閉会をお願いします。

(副会長)

長時間にわたるご審議誠にありがとうございました。以上をもちまして平成27年度第1回横島地域協議会を閉会します。おつかれさまでした。

12 会議録作成者

玉名市横島支所 市民生活課 棚木

13 会議録署名人署名欄

--	--

14 問い合わせ先

玉名市横島支所市民生活課 TEL : 0968-84-3111